

専門委員会の議事録・意見記録について

- 1 / 5 専門委員会 会議要録、議事録
- 1 / 2 2 専門委員会 会議要録、議事録
- 現地視察 意見記録
- 2 / 1 現地視察 意見記録

第 2 回専門委員会等の指摘事項に対する回答について

指摘事項	回答
① 産業廃棄物処理施設における排水の貯留設備について、どの程度の排水を貯留できるのか示すこと。	別紙 1 を参照ください。
② 株式会社明輝クリーナーへのこれまでの行政指導・処分の経過について示すこと。	別紙 2 をご参照ください。
③ 株式会社明輝クリーナーの焼却炉以外で、近隣に設置されている廃棄物焼却炉等の設置状況について示すこと。	別紙 3 をご参照ください。

意見書に対する回答について

【豊橋市】

意見	回答
<p>④ 24時間操業について</p> <p>焼却物について確保が十分にできるのか。また、廃棄物量が不足した場合の対応策はどのようなか。</p>	<p>既存施設における焼却物受入れの実績があり、加えて他事業場において受け入れている廃棄物もあります。内訳として、現状の焼却廃棄物が18t/日、他の処理方法で受け入れている焼却処理が可能な廃棄物が約50t/日。そのほか、引き合いがある廃棄物が約30t/日となっています。これらの総量として98t程度の焼却物は恒常的に確保が可能と判断しています。内容物に関しては、廃棄物処理法を遵守し、適正な処理単価での受入れを万全にしていく所存です。</p> <p>また、120tの焼却能力を常にフル活用する予定はありません。受入れ量には日々変動があるため、約100t程度を目安として運転を行います。万が一荷物が不足した場合は施設の稼働を停止します。</p>
<p>⑤ ばいじんの定義について</p> <p>集じん施設以外から発生する灰（主灰）の判断と毒性評価に係る科学的な根拠はどのようなか。</p>	<p>ばいじんの定義は、廃棄物処理法施行令第2条第12号に規定では、「大気汚染防止法第2条2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの」となっており、集じん施設外で発生したものとされており、集じん施設以外で発生する焼却灰については、産業廃棄物の「燃え殻」に該当します。</p> <p>ばいじんは混練、キレート剤の添加により処理を行い、燃え殻については、産業廃棄物として他の産業廃棄物処理業者に処理を委託し、適正処理することとなっています。</p> <p>また、ダイオキシン類対策特別措置法及び豊橋市の行政分析により、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類の濃度について分析を行っておりますが、最</p>

	<p>近の分析結果では基準を超過する値は検出されておらず、著しい毒性の問題はないものと考えております。（別紙4をご参照ください。）</p>
<p>⑥ 雨天時の排ガスへの対応について</p> <p>雨天時には大量の白煙化したガスが視覚的に映り、住民不安の原因となるが、白煙化の対策をどのように行うのか。</p>	<p>現施設では廃棄物を焼却した後の800℃以上の排ガスを200℃以下に冷却する為に、排ガス冷却塔（減温塔）で冷却水を噴霧しています。噴霧した冷却水は蒸発し、排ガスに含まれて煙突から排出され、その際に気温や湿度によって白煙のように見えます。</p> <p>計画中の焼却施設では、排ガスの熱を利用して発電を行う計画です。廃熱ボイラで排ガスから熱を取ることにより、排ガス冷却塔（減温塔）に入る排ガスの温度は現施設に比べてかなり低くなります。その為、排ガスを冷却するための噴霧水量は激減し、排ガスに含まれる水蒸気が少なくなることから煙突から白煙の発生する頻度は減少するため、状況は改善されると考えます。</p>
<p>⑦ 放射性廃棄物について</p> <p>規制値改定後の放射性廃棄物について、産業廃棄物として取扱いをしないのか。</p>	<p>弊社では法令の基準に則り適正な廃棄物処理を推進します。放射性廃棄物について、受入れる予定は現時点ではありません。また、契約については、WDSを基にした排出事業元・排出フローの確認を実施していますので、ご安心いただきたいと考えています。</p>
<p>⑧ 自主管理目標値について</p> <p>法令基準値の10～100分の1以下の目標値を自主管理目標とすることが一般的であるが、どのようにお考えか。</p>	<p>管理目標値については、条例により設定された全ての関係地域および湖西市自治会連合会と事前協議を重ねた上で決定されています。</p> <p>また、本自主管理目標値を遵守することを前提として、関係地域との協定書締結および誓約書の提出がされています。そのため、目標値の再考を行う予定は現時点ではありません。</p>
<p>⑨ 土壌汚染について</p> <p>重金属類に起因する土壌汚染については確認は行わないのか。</p>	<p>産業廃棄物処理施設の設置に関し、土壌汚染の項目は含まれておらず、焼却施設周辺の調査を行うことを強制することは出来ず、土壌汚染が仮に確認された場合においても、汚染原因を特定することは困難であると考えています。</p> <p>廃ガス中の重金属などはバグフィルターで捕集</p>

	<p>します。捕集したばいじんは、必要に応じて薬剤処理を行い、重金属が溶出しない状態にします。ばいじんは、法律に基づき管理型埋め立て処分場で適正に処分致します。また本計画は、計画地周辺半径 2 k m 全域にわたり生活環境が保全されることを確認しつつ進めております。この環境影響評価で使用した廃ガス等データを遵守すること、その情報を開示することで、皆様に安心して頂きたいと存じます。</p>
<p>⑩ 液状廃棄物について</p> <p>液状の廃油、廃酸、廃アルカリをタンクで貯蔵することとなるが、入れ間違い等を未然に防ぐ対策等は検討しているのか。</p>	<p>廃棄物は全て受入前にその性状を W D S や分析結果等の書類及び必要に応じサンプル分析により確認します。また、受入時は書類との照合を行ったうえで、品目ごとに適切な保管施設を従業員が指示し、搬入車両が入れ間違えないように誘導を行います。</p> <p>さらに液もの廃棄物の貯蔵タンクでは、廃棄物をタンクローリーから受入れますが、その受入口に作業者に分かりやすいように廃棄物の品目を表示し、入れ間違い等を防止します。</p> <p>万が一、貯蔵タンクへの投入を間違えた場合は、即時タンクへの投入を停止させ、内容物をバキューム車等で抜き取り、タンク清掃等必要な措置を行います。抜き取った廃棄物は適切な貯蔵タンクに入れ処理します。</p>
<p>⑪ 完成後の焼却炉内、1次燃焼室、2次燃焼室の第3者による確認について</p> <p>申請のあった設計書に記載された焼却炉の容積等について第3者による実測確認が必要ではないのか。</p>	<p>焼却炉の実測について、第3者に実測確認を依頼することは想定しておりません。市が使用前の検査で、申請図面どおりに産業廃棄物処理施設が設置されているかを確認させていただくことになります。実測確認については、焼却炉の規模が大きいことから、詳細な実測が可能であるかは現段階ではお答えできませんが、可能な範疇で対応を行いたいと考えています。</p>
<p>⑫ 時間当たりの焼却量について</p> <p>焼却量について、クレーンバケットをもとに算出することとなるが、算出根拠とし</p>	<p>計画中の焼却施設ではクレーンに荷重計を設けており、掴んだ廃棄物の重量が表示され、投入した廃棄物の重量が記録されます。その記録を積算することにより混合された廃棄物であっても正確に</p>

<p>た理由は何か。</p>	<p>処理量を把握することができるようになってい ます。</p>
<p>⑬ 施設で働く従業員について</p> <p>従業員の労働環境への対策についてど のようにお考えか。</p>	<p>安全管理の取り組みとして弊社では安全衛生委 員会を組織し、毎月定期的に職場内の安全衛生につ いて、見直しを実施しています。定期的なパトロー ルや、危険予知トレーニング活動、ヒヤリハット報 告書活等を通して、労働災害ゼロ活動を進めていま す。</p> <p>また、廃棄物処理の契約時には排出事業者より廃 棄物データシート（WDS）を、化学物質を含む場 合には化学物質データシート（MSDS）を提出し てもらい、廃棄物の性状や取り扱いの注意事項など を明確にして情報共有を行ない事故の未然防止へ 取り組んでいます。</p> <p>焼却炉の運転管理については焼却の技術管理士 が5名在籍しており、工場長（管理責任者・技術管 理者）指導の基で運転を実施しています。教育とし て、通年で必要な資格、安全衛生教育、廃棄物処理 法等、知識面の教育研修を内部・外部で実施してい ます。</p> <p>また定期的にメーカー施設での専門教育等を行 うこと、メーカー社員の派遣による直接の運転・維 持管理指導を受けるなどの知識、能力向上のための 取り組みも積極的に進めています。人員確保、安全 作業、職員教育は現在も進めておりますが、今後は 新施設に対応したブラッシュアップを行い、新施設 の運転に支障を来さない人員確保や教育を積極的 に進めてまいります。</p>
<p>⑭ 燃焼温度等の連続データの掲示板化 について</p> <p>産廃施設で焼却に係るデータの確認を 行うにあたり、他者が容易に確認できる掲 示板等は設置しないのか。</p>	<p>データの掲示板化につきましては、一部協定先の 自治会からのご要望があり、燃焼温度につきまして 掲示を実施致します。その旨は協定書にも記載をさ せて頂いています。その他のデータにつきましても、 協定書の定めにより今後当該自治会と協議をさせ て頂き、開示方法や時期等の決定をさせて頂く予 定です。</p> <p>また現在ホームページ上でも維持管理に関する</p>

	記録を情報公開させていただいております。これまでも対応させて頂いておりますが、従来通りご要望がありましたら適時対応は致します。
--	---

【湖西市】

意見	回答
① 調査対象地域を湖西市にも増やしてほしい。	豊橋市では、湖西市側に測定地点を増やすことは出来ない状況にありますので、静岡県及び湖西市に環境中のダイオキシン類の調査をご依頼させていただくこととなりますが、協議会などを通じて、情報を共有し連携を図りながら対応を行っていきたいと考えています。
② 緊急時連絡体制に湖西も含めてほしい。	湖西市と協議を行い、対応を検討していきたいと考えています。
③ 燃え殻及びばいじんの処分について外部委託とあるが、どのような業者に委託するのか。	燃え殻の委託先（予定）は下記のとおりです。 1 (公財) 愛知臨海環境整備センター (愛知県知多市) 埋立処分 (管理型) 委託物 燃え殻・ばいじん 2 クリーン開発㈱ (愛知県瀬戸市) 埋立処分 (管理型) 委託物 燃え殻・ばいじん 3 ㈱環境保全センター (兵庫県神戸市) 埋立処分 (管理型) 委託物 燃え殻・ばいじん 4 ツネインカムテックス㈱ (埼玉県寄居町) 焼成・造立 (燃え殻リサイクル) 委託物 燃え殻
④ 15品目の混焼による発熱量は一定にならず、焼却中に化学変化して複合汚染を引き起こす可能性はないのか。	さまざまな廃棄物が搬入されるため、焼却前にクレーンによる攪拌を十分に行うことで、均質化を図ります。 また、維持管理基準として、発熱量の低い廃棄物を投入した場合等において継続して摂氏800度を下回ることはないよう、助燃装置を作動させます。 燃焼ガス温度は概ね850度～950度の温度帯

	<p>で焼却されることで、安定した燃焼ができます。燃焼状態は、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、酸素の測定機器を設置し常時監視と共に、活性炭による吸着、消石灰での中和等を自動で制御致します。</p> <p>また、ダイオキシン類除去を主目的に触媒装置を設置し万全を期しています。</p>
--	---